宮城県仙台市青葉区
上愛子字田子上
二四番　一号から三号まで
新川字佐手山
二九番五二七　四号
二九番五　五号
二九番一　七号から十五号まで
五番一　十六号から四十一号まで
八番一　四十二号
八番二　四十三号及び四十四号
五番一　四十五号
宮城県仙台市太白区秋保町長袋字舘ヶ澤
七三番　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
湯向沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮城県仙台市太白区秋保町
湯元字青木
三三番二　一号から六号まで
三三番一　七号から九号まで
三八番　十号及び十一号
三二番　十二号から十六号まで
三一番一　十七号から二十号まで
湯向
一九番　二十一号から二十五号まで
二〇番一七　二十六号

○国土交通省告示第五百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月八日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県倉吉市山根
字喜助谷　五四番二から五四番四まで
字太平　五五番七七
六九番三
六九番一四から六九番一七まで
字入堂谷　八一番
八四番
八四番一及び八四番二
字鳥ヶ玉　一一一番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県倉吉市山根
字喜助谷　五三番一　一号
五四番一　二号
字太平　五五番三九　三号
五五番七七　四号
六九番三　五号
六九番九　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
居護谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県東伯郡三朝町大字坂本
字居護谷　三六〇番から三六二番まで
字居護　三七二番から三七六番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県東伯郡三朝町大字坂本
字居護　三七一番　一号
字居護谷　三六二番　二号及び三号
三六一番　四号
三五九番　五号
三六〇番　六号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県東伯郡三朝町大字坂本
字居護谷　三六二番　七号及び十号
字上野　四〇九番一　八号及び九号

○国土交通省告示第五百三十九号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月八日

国土交通大臣　前田　武志

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
富山地方鉄道株式会社	立山線	千垣
筑豊電気鉄道株式会社	筑豊電気鉄道線	森下８号
九州旅客鉄道株式会社	久大線	下丸
〃	〃	久井
〃	大村線	惣原

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十四年度「行政評価等プログラム」に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

参議院

質問主意書転送

五月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

核燃料サイクルの直接処分コストの試算隠蔽問題に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九二号）

人事異動

内閣

国務大臣
内閣府特命担当大臣古川元久海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当及び科学技術政策担当）事務代理を命ずる（四月二十七日）
小宮山洋子
○外務大臣臨時代理
国務大臣
外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
藤村　修
○文部科学大臣臨時代理
同
文部科学大臣平野博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上四月二十八日）
小宮山洋子
○経済産業大臣臨時代理
国務大臣
経済産業大臣枝野幸男海外出張不在中環境大臣細野豪志海外出張出発までの間内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
細野　豪志
同
内閣府特命担当大臣枝野幸男海外出張不在中内閣府特命担当大臣細野豪志海外出張出発までの間内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる
細野　豪志
同
内閣府特命担当大臣自見庄三郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
松原　仁
○文部科学大臣臨時代理解職
同
文部科学大臣平野博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上四月二十九日）
小宮山洋子
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官
山田総一郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房地域活性化統合事務局参事官を免ずる（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事
長瀬　貴志
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上四月三十日）
○総務大臣臨時代理
国務大臣
総務大臣川端達夫海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
小川　敏夫